

消防予第119号
平成25年3月26日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について

平成24年5月13日に発生した福山市のホテル火災を受けて、「ホテル火災対策検討部会」において行われた検討結果を踏まえ、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について(平成14年8月30日付け消防安第39号)について、その一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、改正内容に留意の上、危険性・悪質性の高い防火対象物等に対する立入検査及び違反是正について、より一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、危険性・悪質性に応じた立入検査及び違反是正を実施するためには、現行の消防機関が有している情報を活用することに加え、防火安全上特に重要な建築基準法令への適合状況について考慮することが必要であることから、建築関係機関とのさらなる連携強化を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 立入検査標準マニュアルの改正概要

(1) 立入検査の確実な実施

火災危険性が高い防火対象物に対して、次の事項等を勘案し、立入検査実施漏れがない体制を構築する旨を追加。

- ・用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性
- ・過去の立入検査指摘事項の改修状況や最終査察実施日
- ・立入検査計画策定段階における消防署内部等でのダブルチェック体制 など

(2) 危険性を踏まえた立入検査の実施

次の情報を活用し、人命危険の高い対象物の検査頻度を上げていくことや、立入検査実施計画策定時、立入検査の優先度を整理することが必要である旨を追加。

消防予第 260 号
平成 22 年 6 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策
の徹底について

平成 22 年 3 月 13 日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、消防庁では同日付けで「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成 22 年 3 月 13 日付け消防予第 130 号)を発出するとともに、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」(平成 22 年 3 月 18 日付け消防予第 131 号)により、小規模社会福祉施設等に対し防火安全対策の更なる徹底及び関係部局と連携した緊急調査の実施をお願いしていたところです。

この結果については平成 22 年 6 月 7 日付けで連絡したところですが、この度、厚生労働省、国土交通省における調査結果を受けて、別添 1 のとおり、3 省庁緊急調査結果と今後の対処方針について公表しましたので、お知らせします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、下記事項に留意されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、引き続き小規模社会福祉施設等に対する防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

平成 19 年 6 月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中(平成 24 年 3 月 31 日まで)のものにあつても早期の設置を促進する。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

3 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

4 その他

厚生労働省老健局高齢者支援課長から別添2のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添3のとおり通知がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら小規模社会福祉施設等の防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

【連絡先】

担当：消防庁予防課 三浦・村瀬・篠木

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

アドレス h.shinoki@soumu.go.jp

老高発 0610 第 8 号
平成 22 年 6 月 10 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにおける緊急調査の 結果及び対処方針について

平成 22 年 3 月 13 日に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、防火安全体制に関する緊急調査を実施したところですが、今般、その調査結果が取りまとめられたので送付いたします。

また、この調査結果を踏まえて、第 2 回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての 3 省庁緊急プロジェクト」が開催され、調査結果を踏まえた対処方針がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記「調査結果を踏まえた対処方針」に留意されるとともに、管内の市町村に対して広く周知されるようよろしく願いいたします。

なお、スプリンクラーや自動火災報知設備及び火災通報装置が未設置の認知症高齢者グループホームにあつては早期設置が促進されるよう、また、認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携を図るため、地域住民が参加する避難訓練の実施や運営推進会議における消防関係者の出席要請などが促進されるよう、併せて管内の市町村に対し周知願います。

記

1. 調査結果を踏まえた対処方針について

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支

援します。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討します。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促します。

2. その他

火災の発生を踏まえ実施された消防庁及び国土交通省の緊急調査の結果に基づき、消防庁予防課長、国土交通省住宅建築指導課長から通知がなされているところであり、消防部局及び建築部局と連携を図りながら対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、消防庁及び国土交通省と協議済みである事を念のため申し添えます。

〈参考資料〉

- (1) 第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について
- (2) 認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査結果および対処方針について
- (3) 消防庁予防課長通知「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」（平成22年6月10日付け消防予第260号）
- (4) 国土交通省住宅局建築指導課長通知「認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果等について」（平成22年6月10日付け国住指第1043号）

国住指第1043号
平成22年6月10日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果等について

平成22年3月13日に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、「認知症高齢者グループホームに係る緊急点検について」（平成22年3月18日付け国住指第4761号）により、全国の特定行政庁に依頼した認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められる物件が一定程度判明したことから、各特定行政庁におかれましては、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、当該建築物の所有者等に対して、速やかに是正するよう指導するなど、引き続き、建築基準法令に違反する事項が認められる認知症高齢者グループホームの安全対策の徹底をお願いいたします。

また、点検が完了していない特定行政庁におかれましては、引き続き点検を実施して下さい。今後、点検の実施状況及び違反物件に対する指導や是正措置の状況について、継続的にフォローアップ調査を実施しますので、よろしくお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨を周知するようお願いいたします。